

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 8 年 4 月 3 日（金曜日） 定 期 第 702 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ
○告示	
指定納付受託者の指定（政策・情報公開広聴課）	295
包括外部監査契約の締結（総務・総務室）	296
公印の新調（総務・文書課）	296
公印の廃止（総務・文書課）	296
コイの持ち出しの禁止に係る水域（環境農政・水産課）	297
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項の規定による申出の撤回（健康医療・医療整備・人材課）	298
救急病院等の認定の一部改正（健康医療・医療整備・人材課）	298
道路の区域変更（県土整備・道路管理課）	298
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除（県土整備・砂防課）	298
土砂災害警戒区域の指定（県土整備・砂防課）	299
指定公金事務取扱者への公金事務の委託（教委・財務課）	299
○公告	
地籍調査に関する令和 7 年度事業計画の変更（県土整備・技術管理課）	300
水産動植物の採捕禁止（海区漁業調整委員会）	301
コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限（内水面漁場管理委員会）	304
○公告	
落札者等の公告（教委・県立図書館）	304

告 示

神奈川県告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 8 年 4 月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 名称及び住所又は事務所の所在地
大和ハウスフィナンシャル株式会社
大阪府大阪市中央区北浜東 4 番33号
- 2 指定年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 3 納付に関する事務を行うことができる歳入等の内容
(1) 行政文書等の写し等の交付に要する費用のうち神奈川県政策局政策部情報公開広聴課において支払われるもの
(2) 神奈川県が所有する神奈川県全域航空写真及び神奈川県全域略集成写真図の複製物の提供に要する費用
- 4 歳入等の納付に関する事務を行うことができる期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

発行 横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 情 報 公 開 広 聴 課
電 話 横 浜 (〇 四 五) 二 一 〇 一 一 一

小田原市	小田原市南町一丁目の一部 同 本町一丁目の一部 同 城山二丁目の一部 同 城山三丁目の一部 同 城山四丁目の一部
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市中海岸四丁目の一部 同 南湖四丁目の一部 同 松が丘二丁目の一部 同 白浜町の一部
逗子市	逗子市桜山八丁目の一部
三浦市	三浦市諏訪町の一部 同 向ヶ崎町の一部 同 南下浦町上宮田の一部
秦野市	秦野市渋沢二丁目的一部分 同 西大竹の一部 同 曲松二丁目的一部分 同 本町二丁目的一部分
大和市	大和市下鶴間の一部
伊勢原市	伊勢原市日向の一部
海老名市	海老名市柏ヶ谷の一部 同 河原口三丁目的一部分 同 上郷一丁目的一部分
座間市	座間市相模が丘三丁目的一部分 同 南栗原四丁目的一部分
綾瀬市	綾瀬市落合南一丁目的一部分
葉山町	三浦郡葉山町長柄字南郷の一部
大磯町	中郡大磯町東小磯の一部 同 大磯の一部
二宮町	中郡二宮町山西の一部
中井町	足柄上郡中井町境の一部 同 井ノ口の一部
松田町	足柄上郡松田町松田庶子的一部分
開成町	足柄上郡開成町吉田島的一部分
箱根町	足柄下郡箱根町湯本的一部分
真鶴町	足柄下郡真鶴町真鶴字横宿的一部分 同 字海岸的一部分
湯河原町	足柄下郡湯河原町吉浜的一部分 同 福浦的一部分
愛川町	愛甲郡愛川町春日台一丁目的一部分 同 春日台二丁目的一部分
清川村	愛甲郡清川村煤ヶ谷的一部分

2 調査期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

神奈川海区漁業調整委員会指示第 1 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、横浜市金沢区白帆地先の金沢地区浅場のア

マモ場を保護し、水産動植物の繁殖を図るため、同区白帆地先の金沢地区浅場における水産動植物の採捕禁止について、次のとおり指示する。ただし、国、神奈川県及び横浜市が試験研究のために採捕する場合並びに神奈川県漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 8 年 4 月 3 日

神奈川県漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 採捕を禁止する区域

次のアイ、イウ、ウエ、エアの 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

ア 緯度35度22.985分、経度139度39.095分

イ 緯度35度23.068分、経度139度39.198分

ウ 緯度35度23.095分、経度139度39.165分

エ 緯度35度23.012分、経度139度39.062分

2 指示の有効期間

令和 8 年 4 月 28 日から令和 9 年 4 月 27 日まで

水産動植物の採捕禁止区域

